



山形県公報

平成29年10月10日（火）
第2885号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所等整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…1031
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………（水産振興課）…同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（置賜総合支庁農村整備課）…1032

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（建設企画課）…同

## 告 示

### 山形県告示第703号

山形県保育所等整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所等整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所等整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「うち償還期日における融資残高に対して年0.35パーセント（当該利子が保育所等整備資金の貸付けの契約の日から起算して10年を経過した日以後に変動し得る利率をもつて定められている場合にあつては、年0.20パーセント）の割合で計算した額」を「2分の1に相当する額」に改める。

第3条中「8月31日」を「知事が別に定める日」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 平成29年4月1日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第704号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成29年10月7日限り消滅した。

平成29年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加入区の名 称   | 区 域                                  |
|-----------|--------------------------------------|
| 北 部 加 入 区 | 酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域      |
| 中 部 加 入 区 | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。） |
| 南 部 加 入 区 | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。） |

## 山形県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営こうずく地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称 換地計画書
- 縦覧に供する場所 川西町役場農地林務課
- 縦覧に供する期間 平成29年10月10日から同年11月8日まで
- その他
  - この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県電子入札システム運用管理業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2175
- 随意契約の相手方を決定した日 平成29年9月22日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社日立システムズ東北支社 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
- 随意契約に係る契約金額 9,908,136円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当